

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 兵庫県神戸市中央区港島6丁目6-

事業者名 神戸新交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
六甲アイランド線車両	六甲アイランド線車両について、バリアフリー化された車両への更新を実施する。（令和元年度～令和5年度にかけて各年度2列車毎を更新）	1列車更新済み (軌道車両からの変更を合わせて2列車更新)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員配置の工夫 障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 三宮駅では、朝ラッシュ時間帯の利用者が多く、誘導整理及び乗降介助を行う要員が不足していることから、朝ラッシュ時間帯において、これらの旅客支援の拡充に必要な要員を外部委託により確保する。 駅業務に従事する係員について、原則として、サービス介助士の資格を取得した係員を配置する。 	<p>予定どおり実施済み。 (但し、異動者1名が、新型コロナウイルス感染症拡大による講習自粛により、サービス介助士資格の実技講習が受けられなかったため、令和2年度に受講する予定。)</p>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援等のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 当社ウェブサイト上の乗降支援等に関する情報提供について、バリアフリー施設のご案内の充実に向け、今年度中に当社ウェブサイトの改善を行う。 	予定どおり検討を行った。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等の乗降支援等を行うため、令和元年度の異動者である1名、令和2年度に駅職場へ配属及び異動となった係員9名が、令和2年度中にサービス介助士の資格を取得する。 	1名を除き、取得済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・神戸市バリアフリー基本構想に基づく協議会へ当社も参画し、必要に応じて協力を行う。

(3) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(平成31年度)

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	8 編成 (両)	3 編成 (両)	3 編成	編成	編成	4 編成	編成
	32 編成 (両)	12 編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	8 編成 (両)	3 編成 (両)	3 編成	0 編成	0 編成	4 編成	0 編成

(平成31年度)

平成15年4月16日付
国鉄業第7号、国鉄技第18号
に係る報告様式

事業者名 神戸新交通株式会社
(令和2年3月31日現在)

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
8 編成	3 編成	8 編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
8 編成	3 編成	8 編成

(平成31年度)

追加調査様式平成31年度)

事業者名 神戸新交通株式会社
(令和2年3月31日現在)

第32条6項以外、移動等円滑化基準に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
0 編成 (両)	0 編成

事業者名 神戸新交通株式会社
(令和2年3月31日現在)

改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(両)(令和2年4月施行の新基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(両)(令和2年4月施行の新基準への適合状況)	通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)	改正後の案内装置のある編成数(両)(令和2年4月施行の新基準への適合状況)	改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(両)(令和2年4月施行の新基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(両)(令和2年4月施行の新基準への適合状況)	改正後の案内装置のある編成数(令和2年4月施行の新基準への適合状況)
3 編成 (両)	3 編成	編成 (両)	3 編成	11 編成 (両)	11 編成	11 編成
12 編成 (両)	編成	編成 (両)	12 編成	44 編成 (両)	編成	44 編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成 (両)	編成	編成
3 編成 (両)	3 編成	0 編成 (両)	3 編成	11 編成 (両)	11 編成	11 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。